

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年2月24日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 山田忠晴

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 教育総務課、学校教育課、文化行政課、柿崎区総務・地域振興グループ及び市民生活・福祉グループ、清里区市民生活・福祉グループ
- 3 監査の着眼点 収入事務等は適正か。  
委託料等の契約事務等は適正か。  
補助金交付事務は適正か。  
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和4年12月1日～令和5年2月21日  
教育総務課、学校教育課、文化行政課  
  
令和5年1月4日～令和5年2月21日  
柿崎区総務・地域振興グループ及び市民生活・福祉グループ、  
清里区市民生活・福祉グループ

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 2件

被監査課等	内容
学校教育課	<p>○小学校教育用コンピュータ設置事業</p> <p>有田小学校コンピュータ室内 ICT 機器整理業務委託について、受託者からの業務報告書の受付日は履行期限の 1/31 であるにもかかわらず、請求書に記載の検収日は1か月以上経過した 3/8 であり、10 日以内と定められている検査の期限を大幅に超過していた。これは、受付日を受託者が報告書に記載した提出日に合わせて 1/31 とし、検収日を実際に報告書が提出された 3/8 としたことによるものであった。履行期限内に報告書の提出を含めた業務を完了するよう受託者への指導を徹底することはもとより、法令に則した文書処理及び検収事務を行うよう改められたい。</p> <p>これ以外にも、契約・検収事務や文書管理等において注意事項が多数あり、認識誤りが決裁の過程で修正されることなく事務が進められ、チェック体制が有効に機能していないことが確認された。規則等に則した適正な事務処理が行われるよう改めて確認を行うとともに、組織全体で事務体制の在り方を見直されたい。</p>
柿崎区市民生活・福祉グループ	<p>○頸北斎場管理運営費</p> <p>斎場使用料の年度末の更正処理が行われていないことについて、前々回及び前回監査で注意としていたが、今回令和 3 年度分を調査したところ、令和 4 年 4 月に会計課に収入されたものが 6 件あり、2 件は 3 年度分の収入として更正処理が行われていたが、4 件は更正処理が行われていなかった。これは、4/1 以降に利用者が納付した使用料は 4 年度の収入とし、更正処理を行わなくてよいという所管グループの認識誤りによるものであった。4 件はすべて小動物等に係る斎場使用料で、3 年度から使用料の取扱いが変更となり、使用開始後に納付することとなったことから新年度での納付が生じるようになったものであるが、収入事務について改めて確認を行うとともに、組織全体で事務体制の在り方を見直し、同様の不備が再発することのないよう徹底されたい。</p>

(2) 注意事項 58 件

- |                   |      |
|-------------------|------|
| ① 契約事務に関する事       | 24 件 |
| ② 検収事務に関する事       | 16 件 |
| ③ 契約・検収事務に関する事    | 1 件  |
| ④ 支出事務に関する事       | 5 件  |
| ⑤ 補助金等交付事務に関する事   | 2 件  |
| ⑥ 備品管理に関する事       | 2 件  |
| ⑦ 事務執行に関する事       | 3 件  |
| ⑧ 文書管理に関する事       | 4 件  |
| ⑨ 契約事務及び文書管理に関する事 | 1 件  |